

○基金事業の渉外活動における特別貢献手当の支給に関する要項

令和8年2月26日
事業・ファイナンス担当理事決定

基金事業の渉外活動における特別貢献手当の支給に関する要項

(趣旨)

- 1 この決定は、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（平成17年法人規則第11号）第17条の規定に基づき、基金事業の渉外活動における顕著な貢献に対する特別貢献手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 2 特別貢献手当の支給対象となる者は、基金事業に関する企画立案及び地域、企業等との渉外活動をチームとして行う非常勤職員とする。

(基本原則)

- 3 特別貢献手当は、第4項の寄附目標額を達成した場合に支給するものとし、その支給に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。
 - (1) 活動の成果は、チーム単位により評価し、個別の案件又は個人の寄附金額に直接紐づけた評価は行わないこと。
 - (2) 前号の評価は、別に定めるKPI（複合的評価指数）を用いて総合的に評価すること。
 - (3) 活動の透明性を確保するため、監査室によるコンプライアンス審査を経ること。

(申請)

- 4 特別貢献手当の支給を希望する者（以下「申請者」という。）は、チームとして活動期間（1月1日から12月31日までの一暦年の範囲内に限る。以下同じ。）及び寄附目標額を設定し、事業・リレーション推進室長及び事業・ファイナンス担当理事（以下「担当理事」という。）の承認を得た上で、別に定める様式により学長に申請するものとする。
- 5 学長は、前項の申請が適当と認めたときには、申請に係る内容を承認するものとする。

(実績報告)

- 6 申請者は、活動期間内にチームとして獲得した寄附金（活動期間内に国立大学法人筑波大学へ入金があった寄附金に限る。）の額が、寄附目標額に達した場合には、活動期間終了後速やかに、別に定める様式により当該活動の実績等を担当理事に報告しなければならない。

(評価委員会)

- 7 担当理事の下に、前項の報告に基づく実績等の評価するため、担当理事が指名する者若干人で組織する評価委員会を置く。
- 8 評価委員会の委員、審査手続等については、担当理事が別に定める。

9 評価委員会は、実績評価案を作成し、学長へ提出する。

(実績評価等の決定)

10 学長は、前項の実績評価案に基づき、申請者の実績評価並びに特別貢献手当の支給の可否及び額を決定する。

11 学長は、前項の決定をするため必要と認めるときには、申請者の職務の実態を把握している者及び担当理事の意見を聴くことができる。

(雑則)

12 この決定に定めるもののほか、基金事業の渉外活動における特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この決定は、令和8年4月1日から実施する。